

平成30年度 第1回 向日市歴史的風致維持向上協議会 議事要点録

○ 日 時 平成30年6月28日(木) 17時30分から18時50分まで

○ 場 所 向日市役所 3階 大会議室

○ 出席者

(委員) 高木会長、神吉副会長、高久委員、西川委員、大塚委員、六人部委員
森下委員(代理:吹田主査)、川上委員、水口委員、杜下委員
小賀野委員、鈴木委員、福岡委員

(オブザーバー) 近畿地方整備局建政部計画管理課 大澄課長
京都府総務部自治振興課 岡部参事

(事務局・説明員等)

市長公室 清水室長、林副室長

広報・ふるさと創生課 伊藤課長、谷口主幹、二上主任、北林技術主査

建設産業部 都市計画課 今井課長

教育部 渡辺副部長(文化財調査事務所長)、玉城副部長(文化資料館長)

○ その他出席者

傍聴者なし

○ 会議概要

1 室長あいさつ

2 議事内容

(1) 向日市歴史的風致維持向上計画 軽微な計画変更について

国に提出する予定の軽微な計画変更について、資料に基づき事務局から説明を行った。

【意見の要旨】

会 長： 新たな最上位計画として「ふるさと向日市創生計画」を策定したことによる表記の変更について、同計画は、具体的にどのような内容か。

事務局： 今後本市が進めるまちづくりの基本方針を定めたもので、3つの施策の柱からなる計画である。この計画は、その進捗を適切に管理し、毎年記載内容を見直すことで、実効的なまちづくりにつなげることとしている。

副会長： 景観等を含めた都市計画に関する記述部分の変更について、計画記載の事項が完了した旨の記述に変更されているが、今後の歴まち計画の進捗や、上位計画との関係を踏まえ、これから取組むことなどの前向きな内容で記載できる事項はないか。

事務局： 現在のところ記載予定の取組はないが、今後都市計画審議会等でのご意見を踏まえ、あらたな取組を行う際には、記載を検討したい。

副会長： 文化財の異動について、特に、国登録文化財の解除が全国的にも増加している。その多くが個人で所有されているものと考えられるが、維持していくことに大きな負担があるのではないか。将来を見越し、その負担を軽減できる地域全体の仕組みづくりを考えることが重要であると考えている。

委 員： 本年、向日神社遷座1300年を迎え、様々な催しや記念の祭礼が予定されている。先の地震の際は、神社敷地内の建物等は軽微な被害に止まったが、これまで神社を守

ってこられた先人の苦勞を思い、また将来にわたり神社を守っていく重責を考えると、地域全体での取組も必要であると考えます。

会 長： 全国各地で、かつて信仰の対象であった大きな木の保存が進められている。昨今は、それら巨木を巡るツアーなども開催されるなど、ブームになっているが、向日市の通称五辻周辺にも昔から存在する巨木がある。保存の取組等はあるか。

事務局： 当該木は、広がった根が道路下に大きく入り込み、道路交通の支障となっている。以前から地域のシンボルとなっていた木であるが、地域住民からの要望や道路利用者の目線から考えると、なかなか保存は難しい状況である。

副会長： このような木も含め、地域のシンボルとなるものは、景観計画の中で規定し、保存の対象とすることができる。また、市民の様々な活動の中でも同様に地域で守ることができる方法もある。市民活動、ボランティア活動を応援する仕組みなど、地域のシンボルを残すモチベーションを高める工夫が必要である。

会 長： 先の地震で、文化財関係の被害はあったか。

事務局： 京都府指定文化財の南真経寺開山堂の漆喰壁が剥がれ、同じく府指定文化財の須田家住宅の灯籠のズレが発生した程度である。なお、須田家住宅の灯籠については、府の文化財指定外のものである。

会 長： 今回議題となった向日市歴史的風致維持向上計画の軽微な計画変更については、本協議会において変更内容を確認した。原案どおり国に提出されたい。

3 その他

・本協議会において審議いただいた向日市歴史的風致維持向上計画の軽微な計画変更については、8月頃に国に提出する。

・本協議会の任期については、平成28年7月23日から本年7月22日までとなっているが、出席の各委員には、引き続き委員への留任をお願いしたい。委嘱については、あらためて個別に依頼する。